

令和3年度

富良野市中小企業振興条例に基づく  
富良野市中小企業振興総合補助金の  
申請のてびき  
(感染防止対策支援補助事業抜粋)

令和3年4月

富良野市経済部商工観光課

## この事業の補助金を受けることができる方

(規則別表第2より)

補助対象事業名	申請ができるもの
感染防止対策支援補助事業	中小企業者等

### 中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるものをいい（条例第2条第1項第1号）、申請時に①市税の滞納がなく、②富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有しているものでなければ、申請できません（規則第4条）。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

**第二条** この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

### 中小企業者等の定義

中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに市長が特に認める団体をいう（条例第2条第1項第1号）。

## □市長が特に認める団体

### ① 市長が特に認める団体の例示

- ・ 商工会又は商工会議所
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条の規定に定める一般社団法人等
- ・ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の規定に定める特定非営利活動法人
- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定に定める社会福祉法人
- ・ 商店街組織

### ② 団体の活動内容等を把握した上で特認とするかどうか、市長が判断するもの

- ・ 実行委員会
- ・ その他の任意団体

### ③ この条例において市長が特に認める団体に該当しないもの

- ・ 町内会、区会
- ・ 連合町内会
- ・ 農事組合
- ・ その他の地縁団体

※ この補助金は、中小企業者等への支援を通じて中小企業の振興、経済の振興を図ることを目的としていることから、町内会等の事業については対象外とします。総務部企画振興課で所管する地域づくり推進事業補助の活用を検討ください。

### 〔地域づくり推進事業補助〕

国内での調査研究、研修、講演会の開催など、人材育成を目的に事業経費の 2 分の 1 を補助する制度があります。市内に居住している個人や団体で、ボランティア、文化サークル、地域づくり活動などを行っている人なら誰でも対象となります。対象は次の事業です。

- (1) 国内での調査研究、研修活動
- (2) 友好都市交流など国内交流活動
- (3) 研修会、講演会、研究会などの開催活動
- (4) その他、地域づくり振興のため特に必要な活動

上記 2 事業のうち、個人の趣味の範囲、資格取得に直接結びつく事業、観光、保養レクリエーションなどを目的とする事業は除きます。

※ ○○振興会、○○振興協議会など、地域おこし等の活動を行う任意団体がこの補助金を受けることができるかどうかについては、団体の活動内容、申請事業内容等を把握した上で特認とするか市長が判断することとします。

## 補助の対象としない中小企業者（一般条件）

市税を滞納している中小企業者は申請できません（規則第4条）。

注）納税証明書について 12 ページ参照

この事業による補助は、次に掲げる店舗等、中小企業者には行いません（規則第3条、第4条）。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員が役員に就任している中小企業者等

中小企業者が申請者となる場合は、補助金交付申請時に、上記に該当しないことを誓約していただきます（132 ページの誓約書を申請時に提出）。

もし、虚偽の申請が発覚した場合、富良野市長は、交付決定の中止や補助金の返還を命じることがあります。

- ・ 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合は、主たる事務所を本市内に有し、かつ組合員の4分の3以上のものがその事務所を本市内に有しているものに限り、申請者の資格を有するものとします。

## 補助の対象としない事業（一般条件）

- ・ 申請しようとする事業が、国又は北海道等の各種助成等を受けた又は受けることが確実な事業（事業の分離が明確にできるものはこの限りでない）。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定される風俗営業又は同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業の店舗等に関する事業

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営

むもの

四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

(中略)

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

ただし、中小企業団体で、風俗営業等の店舗等を営業する中小企業者等が加盟するものについては、この限りではありません。

## 他の補助金との併給の禁止

この補助金は、原則として、申請する事業が国又は北海道等の各種助成事業に該当し、助成等の措置を受けた場合、対象となりません(規則第3条第3項第1号)。ただし、店舗等新築改修費補助事業については、他の補助金の対象経費を除いて対象経費を積み上げ、要件を満たせば、対象にできます。

(参考) 条例第4条第2項

富良野市企業振興促進条例(昭和62年条例第17号)及び富良野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例(平成22年条例第13号)並びに他の法律等の規定により助成及び税の減免等の措置を受けたものは、前項の規定による助成の対象としない。ただし、一般公衆の利便性を図るための施設等で、特に市長が必要と認めるものについてはこの限りでない。

※ 富良野市企業振興促進条例及び富良野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の内容については、183ページをご覧ください

## 住民登録をされている外国人申請者の方へ

この補助金は、富良野市に住民登録されている外国人の方も申請することができます。

### 【留意事項】

- ① 申請書には、住民票を添付してください。  
(住民票には個人番号の記載は不要です)
- ② 市税の滞納がないことなど、条例規則等で規定された条件に合致しなければ、補助金の交付を受けることはできません。

### 物品の卸売業若しくは小売販売業又はサービス業の店舗の対象範囲

規則第2条第2号では、「店舗等」という言葉の意義を、「物品の卸売業若しくは小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店及びホテル旅館等」と定義していますが、ここでは、補助事業の対象となる物品の小売販売業、サービスの範囲を定めます。

対象、対象外の選別にあたっては、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる中分類の単位で判断し、「その他の～」又は「（他に分類されないもの）」のように、多様な分類をひとまとめにしている中分類においては、小分類で対象、対象外の選別を行いました。

### 納税証明書について

この補助金の交付を受けるためには、市税の滞納がないことが条件となるため（規則第4条）、そのことを証明する書類が納税証明書になります。

個人事業者の場合は、市税（市民税、固定資産税、国保税）すべての証明書を（共同経営の場合は、経営に携わる者すべての納税証明書）、法人事業者の場合は、法人に係る市税（法人市民税、固定資産税）の納税証明書を添付してください。

納税証明書の発行、納税相談は、税務課⑨番窓口となります。

### 【留意事項】

- ① 富良野市へ転入する前の市町村の納税証明は不要です。
- ② 国税、道税の納税証明書について添付不要です。
- ③ 申請書に添付する納税証明書は、申請日の1週間以内の発行のものに限ります。

## 補助金の返還について

助成決定者が①申請書その他に虚偽の記載をしたとき、②条例規則に違反したとき、③その他不正行為があったとき、補助金交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることがあります（条例第 12 条）。

補助金の返還が命じられた場合、市費補助金規則（昭和 62 年規則第 23 号）の規定が適用となり、返還すべき補助金額に加え、違約加算金及び違約延滞金を納付しなければなりません。

### 市費補助金交付規則（抄）

（違約加算金及び違約延滞金）

第 9 条 補助金の交付を受けたものが、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金の返還を命じられたものが、納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

## 感染防止対策支援補助事業

### 1 目的

- ・ 一般客の接客等が伴う営業を行う市内の中小企業者等がコロナ回復期、さらにその先のアフターコロナ期を見すえた感染拡大防止と、新しい生活様式への対応、売り上げの確保のために行う取り組みに対し支援を行う。
  - この事業は、令和3年度に限り実施するものであるが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて期限を延長できるものとする。

### 2 対象者

- ・ 小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、学習塾及び教養・技能教授業のうち、市長が対象と認めた業種を営む、市内に主たる事務所をもつ中小企業者等

#### **【申請者となる条件】**

- ※富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有している者
- ※市税を滞納していない者
- ※富良野市民を申請時点で3人以上正規雇用しているものについては、本市内に主たる事務所をもたない中小企業者等であっても、補助事業の対象とします。
- ※医療業、社会保険・社会福祉・介護事業は、市内に事業所を有する者で、市が認める事業所単位で申請ができるものとする。
- ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員に就任している中小企業者等ではない者
- ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定されている風俗営業の店舗等に関する事業を営むものではない者

### 3 補助対象地域

- ・ 市内全域とする

### 4 対象となる業種

感染防止対策支援補助事業	
(対象となる業種)	
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業



- 58 飲食料品小売業
- 59 機械器具小売業
- 60 その他の小売業
- 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
- 68 不動産取引業
- 70 物品賃貸業～スポーツ用品レンタル業
- 74 技術サービス業（他に分類されないもの）のうち 741 獣医業及び 746 写真業～フォトスタジオ
- 75 宿泊業のうち 753 下宿業及び 759 その他の宿泊業（住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業）  
 ※旅館ホテル、簡易宿所は別事業にて対応するため本事業では対象外
- 76 飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
- 78 洗濯・理容・美容・浴場業（旅館ホテルに併設のものを除く）～洗濯業、洗濯物取次業、理美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業
- 79 その他の生活関連サービス業～旅行業、物品預り業、葬祭業、
- 80 娯楽業～ゴルフ練習場、パチンコホール、カラオケボックス、スポーツクラブ、アウトドア観光事業者（観光事業者経営改善応援金（コロナ対策基本型）対象外のため）
- 81 学校教育（地方自治体の設置する学校は除く）～幼稚園、幼保連携型認定こども園
- 82 その他の教育、学習支援業のうち 823 学習塾及び 824 教養・技能教授業～学習塾、各種習い事教室、ダンス教室
- 83 医療業～病院、診療所（歯科診療所含む）、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
- 85 社会保険・社会福祉・介護事業（8544 訪問介護事業の職員事務所は除く）～老人介護施設、保育所、託児施設

◆小売業は、店頭で商品を販売している店舗に限ります（61 無店舗小売業は対象外→既に無店舗営業となっているものはコロナ対策の必要性を認められないため）。

◆産業分類で対象事業に該当しても、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条の有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗は、対象外となります。

## 5 対象となる事業

- ・ 補助対象経費は、次に掲げる事項いずれにも該当する事業であること

- (ア) コロナウィルス感染症予防につながるもの
  - (イ) 「新しい生活様式」に対応する営業につながるもの
  - (ウ) 証拠資料等によって金額が確認できる経費
- ・ 本事業は、施設単位ではなく、事業者単位での申請を受けつけるものであり、一事業者一回限りとします。
  - ・ 例えば、ネイルサロン等で、複数の事業者が同一店舗内で営業している場合は、店舗内の代表者に限り申請を認めます。
  - ・ 令和2年12月1日以後に納品又は発注したものについても遡及して補助対象経費に算入することができます。しかし、納品又は発注日を確認できる書類を提出できない場合については、対象外とします（前述（ウ）参照）。この補助金では、補助金交付決定前に機器等の購入や外注費の発注を行うことについては認めますが、これをもって、必ずしも補助対象になるものではありません。確実に補助対象とするためには、交付決定の上で購入又は発注することをお勧めします。
  - ・ 当面、令和4年3月31日までに補助対象経費の支払いを行ったことを確認できるものを補助対象とします。
  - ・ 対象業種の店舗内に設置されるものであっても、社員が主に使用する事務所の中において使用され、その範囲で効果が限定されるものは対象外とします（接客スペースと認められる場所に設置されるものは対象とします）。
  - ・ 補助対象経費と認められるものは次に掲げる経費であり、これ以外の経費について補助対象外とします。なお、次に掲げる経費には食料費は含まれないものとします。

費 目	説 明
<b>ア 機械装置等費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5対象となる事業（ア）（イ）（ウ）に該当する衛生管理対策に必要な機器、営業サービス改善につながる機器の購入（以下例示）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サーモグラフィー、除菌空気清浄器、殺菌エアータオル（取扱説明書等において除菌などの効果があることを確認できるもの）、アルコール消毒機器、厨房関連消毒機器、非接触型体温計、サーキュレーターなど</li> <li>・ 飛沫防止パネル（自立式）※自作のパネルの製作のための材料費は消耗品のため対象外</li> <li>・ 屋外飲食スペースの設置に必要な備品</li> <li>・ 券売機、キャッシュレス決済・非接触決済システムの導入</li> <li>・ 自転車、バイク、自動車等に設置するデリバリーサービスの輸送に必要な設備（冷蔵庫、冷凍庫などの保冷設備含む、自動車、バイク、自転車の購入費は対象外）</li> </ul> </div>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>単価が 50 万円（税抜）以上の機械装置等については、処分制限がかかります。</li> <li>中古品、リース又はレンタルによる物品取得は補助対象外とします。</li> <li>汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン等）の購入費用は補助対象外とします。</li> </ul> <p><b>【対象とならない経費例】</b> 自動車等車両、バイク、自転車、マスク、フェイスシールド、アルコール消毒液、文房具等の消耗品等、パソコン、複合機、タブレット端末、電話機、ソフトウェア（汎用性の高いもの）、単なる機器の更新で機械装置等、機械等の運送費・設置費、設置した機器の維持管理費</p>	
<p><b>イ 外注費</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に該当しない経費で、5 対象となる事業（ア）（イ）（ウ）に該当する事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費が対象となります（以下例示）。 <table border="1" data-bbox="491 869 1337 1258"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店のウェブ予約システム、テーブルオーダーシステム、EC システムの外注費用</li> <li>店舗等の改修工事のうち例えば、飛沫防止パネルの設置、受付時のソーシャルディスタンスを確保するため足形がプリントされたタイルカーペットを張り替えるもの、テイクアウトに対応するため店舗等に窓などの開口部を設ける改修工事などについては補助対象とします（店舗リフォーム等とあわせて実施する場合は、感染症予防に資すると認められる工事のみ対象とします）。</li> </ul> </td> </tr> </table> </li> <li>既存の機器の修理及び改造は対象外とします。</li> <li>外注内容、金額等が明記された契約書を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。</li> <li>導入したシステムの維持管理経費については対象外とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店のウェブ予約システム、テーブルオーダーシステム、EC システムの外注費用</li> <li>店舗等の改修工事のうち例えば、飛沫防止パネルの設置、受付時のソーシャルディスタンスを確保するため足形がプリントされたタイルカーペットを張り替えるもの、テイクアウトに対応するため店舗等に窓などの開口部を設ける改修工事などについては補助対象とします（店舗リフォーム等とあわせて実施する場合は、感染症予防に資すると認められる工事のみ対象とします）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店のウェブ予約システム、テーブルオーダーシステム、EC システムの外注費用</li> <li>店舗等の改修工事のうち例えば、飛沫防止パネルの設置、受付時のソーシャルディスタンスを確保するため足形がプリントされたタイルカーペットを張り替えるもの、テイクアウトに対応するため店舗等に窓などの開口部を設ける改修工事などについては補助対象とします（店舗リフォーム等とあわせて実施する場合は、感染症予防に資すると認められる工事のみ対象とします）。</li> </ul>		
<p><b>ウ その他市長が認めたもの。</b></p>		

- この事業における工事は、市内の登録業者による施工でなければ補助金の対象とすることができません。
- 富良野市の観光事業者経営改善応援金（コロナ対策基本型）の対象事業者については、本補助金の併給を受けることができません。
- 北海道の宿泊事業者関連予防対策推進事業費補助金など他の補助金の補助対象経費となっているものについては、本補助金の補助対象経費として申請することができません。
- 申請する者は北海道が提唱する「新北海道スタイル」安心宣言（7つの習慣化）に取り組むものとする。

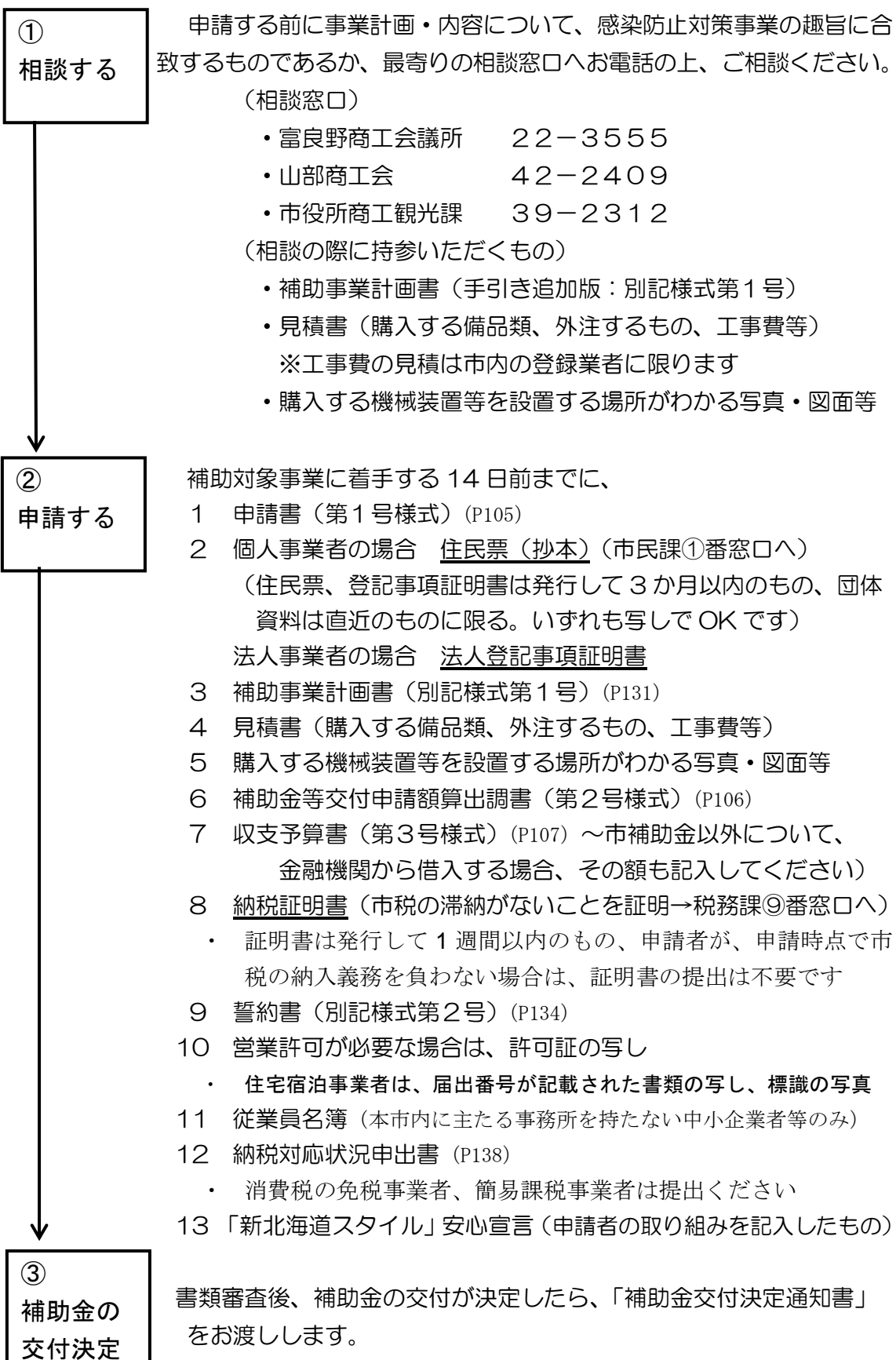
## 6 補助金交付の決定

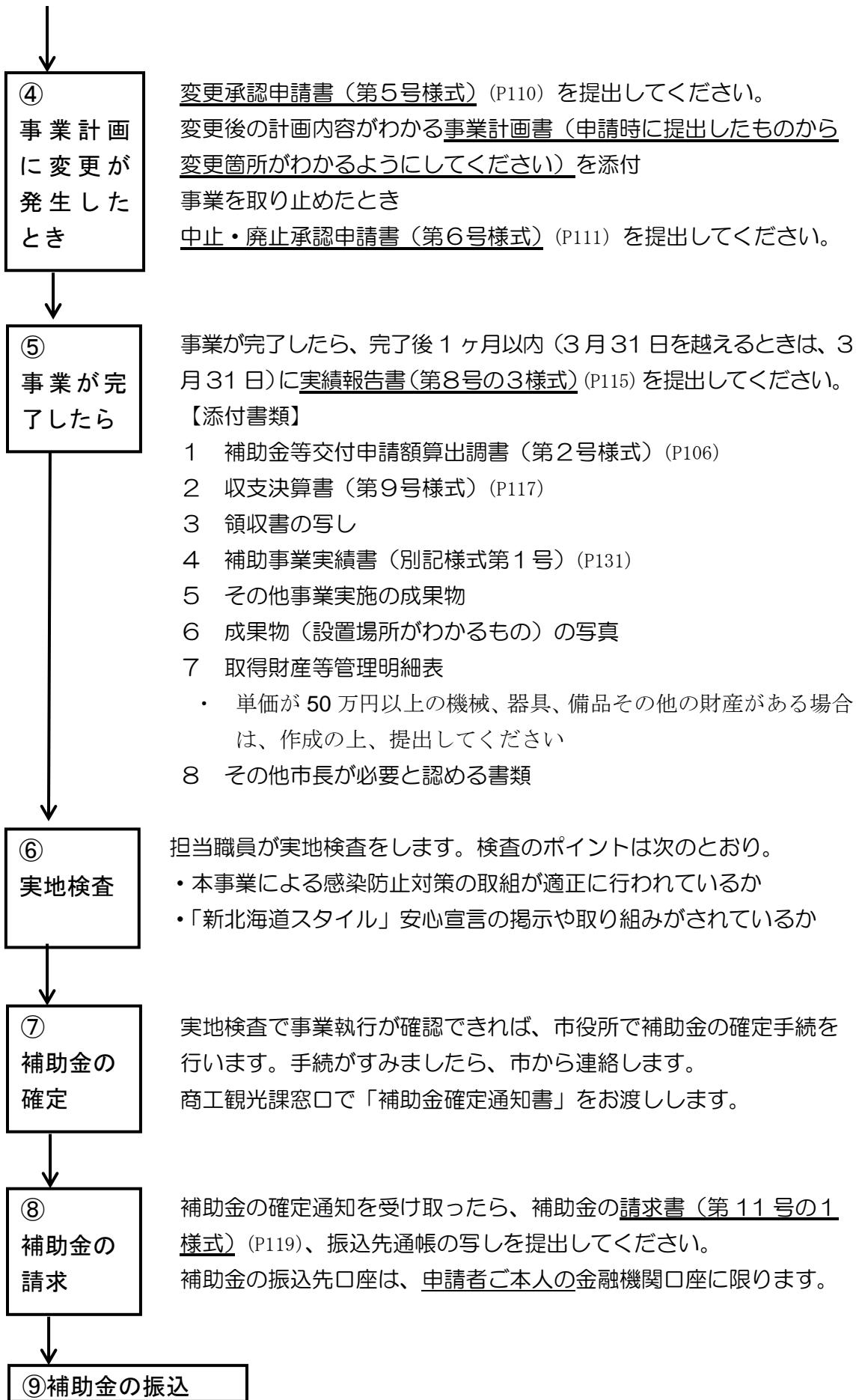
- ・ 市長が認めた補助対象経費のうち 4 分の 3 以内（補助限度額 20 万円、千円未満切捨）を補助します。
- ・ 消費税の本則課税事業者については、購入機器や外注経費に含まれる消費税相当額を補助対象外とします。
- ・ 補助対象経費の総額が 5 万円（税抜）未満となった場合は、この補助金の対象外となります（事業効果が小さいと判断します）。

## 7 具体的な事業イメージ

<p>(対象となる事例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接客スペース（社長室・役員室は除く）で使用する飛沫防止パネル、ビニールカーテン、簡易パーテーション、サーキュレーター等の購入、網戸の設置、換気扇の新設</li> <li>・ 来店客に対する感染防止の為に空気清浄機、加湿器、換気扇（設置工事費を含む）、消毒器材、非接触型体温計、サーモグラフィーなど</li> <li>・ 店舗の客席間仕切り工事や窓の新設・増設など感染拡大防止につながると認められる工事</li> <li>・ 屋外テラス席設置の為にイス・テーブル等の購入</li> <li>・ 宅配事業を始めるために必要な運搬・保冷温器材の購入</li> <li>・ 券売機など非接触型サービス導入の為に備品購入</li> <li>・ 新たにネット通販を始めるためのシステム外注費</li> <li>・ 飲食店等のセルフオーダーシステム外注費</li> </ul>
<p>(対象とならない事例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスク、フェイスシールド、消毒液、手袋等の消耗品</li> <li>・ パーテーションなど自作するための材料費</li> <li>・ 販売促進のためのチラシ、ポスター、のぼり等の広報物作成経費</li> <li>・ 店舗の一般的な改修工事（屋根・外壁の補修工事、内装工事、給排水工事、照明・冷暖房など電気工事等） ⇒店舗等新築改修費補助事業を活用</li> <li>・ 会社事務所の施設整備</li> <li>・ 既存機器の修繕費</li> <li>・ 車両、バイク、エアコン、パソコン等の汎用性の高いものの購入</li> </ul>

## 8 申請フロー





この補助金の関係のお問い合わせは

富良野市役所経済部商工観光課商工労働係まで

TEL (0167) 39-2312

FAX (0167) 23-2123